

公立大学法人国際教養大学の各事業年度における業務の実績に関する評価基準

平成17年7月13日

改正：平成18年7月20日

改正：平成19年6月4日

改正：平成23年6月2日

改正：平成25年8月20日

改正：平成30年4月1日

秋田県地方独立行政法人評価委員会

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第11条の規定及び秋田県公立大学法人の業務実績に係る評価基本方針（平成17年7月13日秋田県地方独立行政法人評価委員会決定（以下「評価基本方針」という。））に基づき、公立大学法人国際教養大学（以下「法人」という。）における各事業年度における業務の実績に関して行う評価については、以下の基準による。

1 評価の趣旨

各事業年度において、中期計画に掲げた各項目の実施状況の調査・分析結果を踏まえ、事業の実施状況、財務状況、法人のマネジメントの観点から、業務全体について総合的な評価を行うことにより、法人が行う業務運営の改善・充実に資する。

2 評価の実施

法人の評価は「項目別評価」と「全体評価」により行う。

(1)項目別評価

項目別評価は、様式1「公立大学法人国際教養大学の業務の実績に関する項目別調書」に基づき、中期計画に掲げた各項目の実施状況と業務の内容及び法人による自己評価結果等を総合的に勘案して実施する。

なお、法人の取り組みを社会に積極的にアピールすることや、法人全体の改善・充実を図る観点から、特筆すべき事項として、以下の事項を考慮し記述する。

- ・個性豊かな大学づくり、大学経営の活性化などを目指した法人の特色ある取り組みを積極的に評価する。
- ・法人運営や教育研究活動を円滑に進めるための様々な工夫を積極的に評価する。
- ・必要に応じ、改善すべき事項や目標設定の妥当性等の留意事項を記述する。
- ・中期目標の達成に向けて支障が生じている、あるいは生じるおそれがある場合にはその理由等について明らかにする。

(2)全体評価

全体評価は、様式2「公立大学法人国際教養大学の業務の実績に関する全体評価調書」に基づき実施することとし、項目別評価結果を踏まえ、事業の実施状況、財務状況、法人のマネジメントの観点から、法人の活動全体について定性的に評価する。

3 項目別評価の基準

原則として、以下の5段階で評価する。

S：特に優れた実績を上げている。

（評価委員会が特に認める場合）

A：年度計画どおり実施している。

（達成度が100%以上と認められるもの）

B：概ね年度計画を実施している。

（達成度が80%以上100%未満と認められるもの）

C：年度計画を十分には達成できていない。

（達成度が80%未満と認められるもの）

D：業務の大幅な改善が必要である。

（評価委員会が特に認める場合）

- ・ 定量的な評価指標が設定されている場合は、上記基準により評価することを基本とする。
- ・ 定性的な評価指標が設定されている場合は、上記基準に基づき、委員の協議により評価する。
- ・ 評価の最小単位以外の評価項目については、上記基準に基づき、委員の協議により評価する。

4 その他

本基準は、必要に応じ、評価委員会で協議し、見直すことができるものとする。

様式1及び様式2 略